

第 74 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 阿部 充

全国労働衛生週間は、昭和 25 年から毎年実施され今年で 74 回を迎えます。本年度は、

「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和4年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病の件数は、前年の409件から13.3%増加し472件となり、令和4年度の長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害では労災認定件数は、46件となったところです。

また、定期健康診断有所見率は、上昇傾向にあり、令和4年の有所見率は55.0%となり、労働者の約半数は何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

一方、令和5年10月から石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査を行う者には資格等が必要となるほか、新たな化学物質規制の仕組みへ転換が図られるなど、労働安全衛生法令の改正によりさまざまな取り組みを行っていく必要があります。

こうした状況の中、愛知労働局では、今年度より令和9年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしたところです。

労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置やTHP指針、メンタルヘルズ指針等の健康保持増進措置を相互連携して取り組むとともに、危険性・有害性が認められた化学物質、粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-Being）を実現することとしています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組などを再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会とされますようお願いいたします。